

令和3年第9回農業委員会総会議事録

令和3年9月13日（月）第9回総会を市役所南庁舎3階大会議室に招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
2番	小田 正廣	3番	宮本 武博	4番	赤井 勝利
5番	小川 広文			7番	倉脇 敏弥
8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番	神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 9人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾		
10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

6番	三上 雄二	9番	逸見 則夫
----	-------	----	-------

議事	議案第45号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第47号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第48号	農地の権利移動を認める別段の面積の設定について

報告事項	農地改良届について
	農地法施行規則第29条の届について
	法務局照会について
	農地転用期間変更届について
	完了届について
	利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	事務局長	竹村 陽子
	主査	川添 和之
	主査	小林 淳

(開会時刻 午前9時30分)

川添主査	委員の皆様おはようございます。ただいまから新見市農業委員会第9回総会を開催いたします。本日の出席は、26名で欠席の方は6番三上委員、推進委員9番逸見委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。農繁期でお疲れでしょうが利用状況調査は進んでいるでしょうか。今年はA・B分類の形状確認を求めています。機会があれば農地部会の班長で集まり目合わせができればと思いますのでその時はよろしくお願ひします。例年では、総会の前に農政部会を開いて視察の計画検討するところですが、現状下では視察研修はできないと思います。早くコロナが下火になり2年分の行事を進めなければ任期中には消化できないのではと心配しております。コロナが終息するように三密を守り、皆さん個人々で努力していただきたいと思ひます。本日も、よろしくお願ひします。
川添主査	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、14番藤川委員に先導をお願いいたします。
藤川委員	「農業委員会憲章」の先導
川添主査	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしくお願ひいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をよろしくお願ひいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、12番眞壁委員、13番伊達委員をお願いいたします。 続きまして日程2「議事」に入ります。議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	今回の議案についてでございますが、第3条の申請が2件ございました。まず、1番でございますが、現地確認を8月30日に行っております。場所は、石蟹、現況地目は田2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、経営農地は全て耕作し、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込

まれますので、該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第6号、許可申請に係る農地は貸人の所有農地であり、転貸には当たらないので該当はございません。第7号ですが、農地の隣接する農家間で売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。13番

伊達委員

13番伊達です。確認を9月8日に逸見会長、三輪推進委員、私と3名で行いました。場所は、防災公園駐車場北約200m先にありました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第45号農地法第3条2番の申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

次に、2番でございますが、現地確認を8月30日に行っております。場所は、高尾、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1名でございます。価格は記載のとおりです。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、経営農地は全て耕作し、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込

まれますので該当はございません。第2号から第4号及び第6号は該当ありません。続いて第5号ですが、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積10aを超えておりますので該当はございません。第7号ですが、遠方にいるため管理できない申請地を地域の農家に売買するものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について関係地区委員の説明を求めます。7番。

倉脇委員

7番倉脇です。9月7日、溝尾推進委員と私の2名で確認しました。場所は、高尾古部交差点から北へ700m入った所の左側にあります。問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第45号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請の通り決定といたします。続いて議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

小林主査

議案第46号農地法第5条の申請につきまして、1件申請がございました。それでは、1番について説明いたします。現地確認を8月30日に行っております。場所は上熊谷、現況地目は田2筆でございます。転用目的は一時転用で木材の仮置場です。転用理由ですが、転用事業者は木材の保管場所が不足しているため、新たに申請地を仮置場として一時転用するものです。契約の種類は賃借権の設定です。工事期間は許可日から3年間です。賃借料は記載のとおりです。この申請地は、農振農用地です。本件は一時転用であり、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はや

	<p>むを得ないものと考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。4番。</p>
赤井委員	<p>4番赤井です。現地確認を9月5日に眞壁委員、谷岡推進委員、私とで行いました。場所は、JAライスセンターより大佐寄り500m上に行った川の向いです。井堰（いせき）が壊れ、耕作不能となった農地です。これから下が4町ほどあるのですが、地権者は全体を市で買い取りをして頂けないかという所です。森林組合と●●様の誓約書ができていまして周りの方とも問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、推進委員7番。</p>
後藤委員	<p>下は手を加えず木材を置くのですか。</p>
赤井委員	<p>機械を入れるので、砂を少し加えます。</p>
後藤委員	<p>砂を入れるのであれば、造成費がかかるのでは。造成費が記載されていません。</p>
小林主査	<p>申請書には、造成経費は計上されておられません。将来的には、木材チップの材木を乾燥させる場所として検討されているとのことで、今の段階で造成経費は計上されていませんが、事業の材木乾燥に必要なに応じて対応されます。</p>
後藤委員	<p>木材を置くのに、田の土で置けるのですか。</p>
赤井委員	<p>肥土を取らず、砂を少し入れ重機を入れます。整地をするではありません。</p>
会 長	<p>重機が入れば重みで地が固まるのでしょうか。他にご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第46号の議案に賛成の方は</p>

挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当とします。なお、面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。

全 員 「よろしい。」

会 長 諮問不要として許可決定とします。続きまして、議案第47号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定で利用権設定の新規について、事務局の説明をお願いします。

竹村局長 今回、新規の貸し付けが1件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。場所は坂本、田4筆、10年の使用貸借となっております。新規については以上です。

会 長 新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員3番。

泉委員 推進委員3番泉です。9月4日に眞壁委員と現地確認しました。場所は、上市方面から千屋方面にいきますと●●●がありその先に市道との分岐点に●●●商店があります。そこから30m北進した所に●●●があります。そこから200m先、●●●から●●●が段々にあります。借受人は中間事業を私と一緒にしていますので、問題ないと思います。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号新規の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定につい

	て、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	再設定が3件出ております。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。再設定については以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	(ありません。)
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
	ご意見、ご質問ございませんので、議案第47号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
	全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第48号農地の権利移動を認める別段の面積の設定について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	議案第48号農地の権利移動を認める別段の面積の設定についてこの度、空き家に付随する農地として、別段の面積を設定する申請が1件ありました。場所は哲西町矢田、田2筆、計608平方メートルで、本市で設定している0.1a以上に当てはまるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番。
奥津(忠)委員	17番奥津です。確認日は9月5日、三上委員、奥津推進委員、私とで行いました。場所は、哲西支局から国道182号を東城方面へ500m先の道左側に家がありその裏へ2筆ありました。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第48号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。ここで10分間休憩にします。

～ 休 憩 ～

会 長 時間がまいりましたので再開します。報告事項に入ります。農地改良の届について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 農地改良届について農地改良の嵩上げの届出が1件ございました。第1番は確認を8月30日に行っております。場所は草間、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、農業用パイプハウスの設置のため、申請地を嵩上げして平地に改良するもので、整備面積は記載のとおりです。期間は令和3年9月1日から9月30日までです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。10番。

神山委員 10番神山です。9月5日に藤本委員、私、申請人さんと確認しました。場所は、草間地区と豊永地区の間にある湯川集落にある湯川診療所から南へ400m先です。嵩上げとなっておりますが、同じ畑の中の土を高い所から低い所へ移すので問題ないと思います。

会 長 続きまして、農地法施行規則第29条の届について、事務局の説明をお願いします。

小林主査 農地法施行規則第29条の届について農地法施行規則第29条の届出が1件ございました。第1番は確認を8月30日に行っております。場所は神郷釜村、現況地目は田1筆でございます。理由でございますが、大型農機具の収容に必要なため、申請地に新たに農機具倉庫を設置するというもので、整備面積は記載のとおりです。工事期間は許可日から11月30日までです。以上です。

会 長 この件について、関係地区委員より報告願います。16番。

大原委員 16番大原です。9月5日仲田委員、信谷推進委員、私と3名で現地

	確認しました。場所は、JR 新郷駅から北へ500m先にありました。問題ないと思います。
会 長	次に法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
小林主査	法務局照会について今回2件ございました。1番の場所は神郷釜村、確認を7月26日に行いました。登記地目は田3筆・畑1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。2番の場所は法曾、確認を8月3日に行いました。登記地目は田1筆、現況地目は原野という申請で、時期不詳で原野になっているというものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは非農地で回答しています。説明は以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。16番。
大原委員	16番大原です。現地確認を7月25日、仲田委員、信谷推進委員、私とで行いました。市営バス●●●停留場から東へ1k先にあり原野を確認しました。
	続いて2番をお願いします。13番。
伊達委員	13番伊達です。確認を8月7日逸見会長、三輪推進委員、私とで行いました。場所は、旧含翠小学校の裏にありました。以上です。
会 長	続きまして、農地転用期間変更届について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	農地転用期間変更届が2件出ております。1件目、哲多町田淵 建設工事開始が変更になったため。2件目、哲多町老栄 コロナの影響で経営が困難となり、当初の計画を予定どおり進めることができなかつたためです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。5番。
小川委員	5番小川です。7月16日農地パトロール哲多班で現地を確認しました。造成工事は進んで終わっていましたが、建屋がまだでした。理由は工事が変わったと記載されていますが、本人に電話確認を先日したところ、体調不良のため工事が遅れている状況のようです。

会 長	続いて2番。8番。
井藤委員	8番井藤です。7月16日に現地確認しました。変更理由は記載のとおりです。以上です。
会 長	続きますして、完了届について、事務局の説明をお願いします。 完了届が5件出ています。1番、千屋実地内農地法第4条による墓地及び参道への転用。2番、哲多町矢戸地内農地法施行規則第29条による農機具倉庫。3番、哲多町成松地内農地法第4条による農地改良。4番、哲多町成松地内農地法第5条による住宅用地。5番、哲多町本郷地内農地法第5条による住宅用地となっております。以上です。 この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。1番から順次お願いします。2番。
小田委員	2番小田です。場所は、一望できる所で墓地ができていました。
会 長	2番お願いします。8番。
井藤委員	8番井藤です。9月6日に確認しました。農機具倉庫が建っていました。以上です。
会 長	続いて11番。
宮脇委員	11番宮脇です。3番の確認日は7月16日に行いました。改良で嵩上げができていました。次に4番、5番は住宅用地でどちらも7月16日に確認しました。かなり前に完成はしていましたので届を出して頂くように話をしており、この度完了届が出ました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
竹村局長	利用権中途解約合意書が1件出ております。哲西町八鳥田3筆借受人の体調不良により。今後、農地中間管理機構との契約を予定されていません。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。推進委員10番。

奥津(賢)委員	<p>推進委員 10 番奥津です。9 月 5 日に奥津委員、三上委員、私と 3 名で確認しました。場所は、182 号線哲西中学校から 1 k 先の左手に哲西中央団地があります。その団地裏から 500 m 先あたりに点在する 3 筆です。借受人の方は、ブドウ、水稻作付けされております。体調の具合を聞いたところ一時期、会話不良もあり事業を縮小したい意向で、受けるのが困難であると説明がありました。以上です。</p>
会 長	<p>続きまして、日程 3 協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。</p> <p>(ありません。)</p> <p>ないようなので、その他ですが事務局から何かありますか。</p>
小林主査	<p>事務局から失礼します。先ほど配りました記入例を見て下さい。利用状況調査の記入方法ですが特に今年新しくなった部分が分かりにくいとご意見をいただいておりますのでもう一度説明させていただきます。左側の黄色い部分を説明させていただきます。農地の形状欄ですが、○が耕作地又は不作付け地、A が A 分類で、B が B 分類、「外」が農地以外に転用された土地です。場所がわからない、調査不能等は横線でマークをして下さい。次は、今年から新しくなった部分ですが遊休農地等の現況の欄ですが、A 分類と B 分類に該当するものを記入していただくこととなります。「ケ」が傾斜地、「フ」が不整形地、「キ」が狭小地、「シ」が湿田、「イ」が囲繞地に入る道が無い土地となります。「レ」が連担が困難、飛び地で集積が困難な土地です。「※」がその他で「/」は遊休農地等になりうる状況は有していないということでこれが分かりにくいことなのですが、ここの項目が土地の形状によって耕作が難しい所の調査項目です。例えば、体の調子が悪いとか、後継ぎがないとかで全然耕作されていない場合に「/」の遊休農地等になりうる状況に有していないということでこの「/」を記入していただきたいと思います。判断に困る、どれにも該当しない場合は空けといて下さい。続きまして農機具の欄で農地の形状が A 分類のみ記入して下さい。農機具、コンバイン、トラクタ、軽四トラック等が進入できる農地は「○」、農機具が進入できない農地は「×」を記入して下さい。続きまして解消分類欄ですが昨年は荒廃農地だったものが、今年は○になった理由です。「ア」が営農再開、「イ」が基盤整備後営農再開、「ウ」が保全管理です。保全管理で再開された場合「ウ」を記入して下さい。備考欄ですが「外」になっている転用されている場合の状況について書いて下さい。公衆用道路は道、植林された山で荒れた山ではない山の場合は山、宅地は宅、駐車場や空き</p>

	地等の雑種地は雑で記入して下さい。この外に判断に困るものがあれば備考欄に簡単に記入して頂ければ対応したいと思います。以上です。
後藤委員	今年、遊休農地の現況欄を記入したものは来年度にむけてコピーして残して頂けるものですか。
会 長	報告書の中に記入する箇所を増やすことはできますか。B判定でB分類でも完全な山がありますが、これの中にはB分類の中には山は無いのですか。
小林主査	過去3年間の状況、前回の状況のデータもありますので、できるだけ対応したいと思います。
三輪委員	「外」はどのような場合が対象ですか。
小林主査	農地以外に転用になった土地になっています。黄色の欄の一番下の備考欄記入例で「外」の状況等で具体的なものを記載していますが農地以外のものになったものを記入していただき、耕作しないため原野化したものは転用ではないので農地以外の転用が対象です。
泉委員	推進委員3番泉です。遊休農地等の現況で「レ」についてもう一度説明をお願いします。
小林主査	「レ」の連坦が困難ですが、耕作するのに不便なほど離れている、1枚だけ山の中にあるとか、距離的に遠くに飛んであるとかで耕作していないその結果、連坦が困難です。
会 長	他に何かご質問はありませんか。 (ありません。) 無いようなので次、お願いします。
川添主査	それでは次回の総会ですが、10月14日(木曜日)午前9時30分から、南庁舎1階会議室1Cとなっておりますがよろしいでしょうか。また11月は16日(火曜日)午前9時30分から南庁舎3階大会議室でいかがでしょうか。
会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。

後藤委員

農協から推薦された小川理事さんが委員に出られているので、米についてお聞きします。8月27日付けで米生産農家の皆さんへと案内がありその中で仮渡金であると、後についてはリミット生産金として追加払いしますと説明又、農協として早期販売流通の経費の削減に努め農家所得の向上を図って参りますと書かれています。仮渡金が例えばコシヒカリ1等ですと昨年は60kgで13,800円です。今年は10,500円で3,300円の減です。昨日、あしん広場等に行き本年産新米の販売額を確認しました。昨年と変わらず30kgが7,900円でした。農協が販売する価格については変わっていませんが買入価格は1俵あたり3,300円の減です。1,000俵出せば330万円、1人の給料は無給です、赤字です。一般消費者の方は昨年より安くなったのだから安く売って下さいと言われます。情報の出し方が正しく行われてないのではないのでしょうか。買入は安く販売額は昨年と変わらないと農協広報誌に記載していただければ誤解されます。皆さんが販売されるのは農協の販売価格を確かめながら頼まれた人へその価格で売るように聞いています。3,300円減の米を15,800円で売ることになります。農家所得の向上を目指すと言われているのに減額になっています。南の米が売れないから哲西の精米所で精米して販売していると聞いてますが、南の米が安いのなら安くし、あしんの新見の売れる米は買渡金をしっかり出すように理事の中で協議して欲しいと思います。又、結論を教えてください。

小川委員

回答にはなりません説明します。私は、販売価格をまだ聞いてないのですが去年9,000円ぐらいだったと思うのですが、できるだけ売ろうとするのは後から仮払いしているものに追加を多くしようとする思いです。そこを安くすると仮渡金も低く安くなるばかりで清算金をあくまで高くするためにやっていることだと思います。先日、JA便りに発表されたのは県北の米であって南の米はこれから刈り取りなのでまだまだ安くなると思いますこれから決まってきます。南の米をこちらで精米しているのは、南には今直販制度を持って無く全部全農へ預けたり民間へ売ったりしていて価格を抑えられていました。それをこちらへ持って来て精米することによって直販、直売所へ売り少しでも高く売ろうとしています。新見しか精米所が無かったので県南の米がこちらへ来ています。そして県南の米を県南で高く売る計画ですのでよろしくお願いします。又、不足部分は報告いたします。

後藤委員

一般へ通知を出すのに買取額は10,500円ですが、売りは違うのですと記載して欲しいのです。農協が一般の人に販売する価格は別ですよという言葉が欲しいのです。その情報を統括本部から一般に知らせて下さい。

会 長	他に皆さんからのご意見ご質問はございませんか。ないようでしたら閉会を仲田代理にお願いします。
仲田委員	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
	(閉会時刻 午前 10 時 40 分)